

地方議会制度の充実強化に関する意見書

地方議会を取り巻く環境は、三位一体の改革などが進められる中で、執行機関に対する監視機能の強化や、自ら住民のための政策を発信していくべき大きな変化をしています。

二元代表制の下で地方議会は、一層重要性を増しており、住民自治の代表機関として機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められています。これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき制度的な課題が数多く指摘されています。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後六十年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務です。

二十一世紀における地方自治制度を考えるとき、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって、江戸川区議会は、国及び政府に対して、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及び活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十七年六月十五日

江戸川区議会議長 渡部 正明

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

あて